

倉吉市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、倉吉市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第3号）第9条の規定により告示する。

令和4年2月15日

倉吉市長 石田 耕太郎

1 指定を受けた者

指定番号 倉吉市水道事業指定給水工事事業者第164号
所在地 島根県松江市西浜佐陀町494番地7
名称 水道修繕センター山陰
代表者 吉岡 和輝

2 指定した日

令和4年2月15日

3 指定の有効期限

令和9年2月14日まで